

〈研究ノート〉

## 『六国史』に見える「請益」の用語について

泉 敬 史

### はじめに

「請益」の字句は『論語・子路篇』の冒頭に現れる。

子路問政，子曰，先之勞之，請益，曰，無倦。

政治についての問いに対する師の返答にもの足りず、「益を請う」子路に，孔子は「倦むこと無かれ」と答えた。ここで『論語』は子路の再度の質問行為を「請益」と表している。なお，このやり取りは『続日本紀』養老二年十月十日条に以下のようにひかれている。

太政官告僧綱曰，智鑒冠時，衆所推讓，可為法門之師範者，宜舉其人顯表高德。又有請益無倦繼踵於師，材堪後進之領袖者，亦録名藹，舉而牒之。(後略)

「請益無倦繼踵於師」と『続紀』が記した「請益」は，ここでは「請ひて益<sup>ますます</sup>倦むこと無く踵を師に継ぎ」と子路篇を受けて読み下されるところではあるが，<sup>①</sup>重ねて師に教えを請う場面の用語として認められる。ちなみにこれが，いわゆる『六国史』に現れる「請益」という字句の初見である。

『論語・雍也篇』には以下の記述が見られる。

子華使於齊，冉子為其母請粟，子曰，与之釜，請益，曰，与之庾，冉子与之粟五秉。使者として齊に赴く子華の母に与える食糧を「益さんことを請う」冉子の再度の要請が，ここでは「請益」と記されている。また，『礼記・曲礼篇』では父師に教えを請うときのふるまいについて以下のように記している。

侍坐於先生，先生問焉，終則對。請業則起，請益則起。

師の問いが終わるまでは答えず，教えを請うときは起立し，益を請うときも起立すべしというここでも，すでに教えを得た後にさらに請うことを意味して「請益」の字句が使われている。以上の用例から，「請益」とは初めてではなく再度，師に対して何かを請うこと

を意味する用語であることが分かる。では、わが国の勅撰正史たる『六国史』はこの字句をどう用いているだろうか。

すでに記した『続紀』養老二年十月条以外の用例は以下の通りである。

①『続紀』天平七年五月七日条

入唐使献請益秦大麻呂問答六卷。

②『続紀』神護景雲三年十月二十九日条大和長岡卒伝

(前略) 靈龜二年。入唐請益。(後略)

③『続日本後記』承和三年八月二十日条

(前略) 是日。大宰府奉言。問遣唐第三舶漂蕩之由。真言請益僧真濟等。僅作書答云。

④同四年十二月十一日条

(前略) 至延曆年中。遣唐請益僧最澄躬到此山祈云。願緣神力。平得渡海。即於山下。為神造寺読経。(後略)

⑤同六年三月十六日条

遣唐三箇舶所分配。知乗船事従七位上伴宿禰有仁。曆請益従六位下刀岐直雄貞。曆留學生少初位下佐伯直安道。天文留學生少初位下志斐連永世等。不遂王命。相共亡匿。稽之古典。罪当斬刑。勅。特降死罪一等。配流佐渡国。

⑥同七年六月三日条

入唐請益僧伝燈大法師位常暁言。山城国宇治郡法琳寺。地勢閑燥。足修大法。望請。今般自大唐奉請太元帥靈像秘法安置此処。為修法院。保護国家。不關講読師之攝。許之。

⑦同八年正月二十三日条

遣唐陰陽師兼陰陽請益正八位上春苑宿禰玉成。在唐間得難義一卷。令陰陽寮諸生伝学。

⑧同十一年七月二日条

(前略) 在唐天台請益僧円仁。留学僧円載等。久遊絶域。応乏旅費。宜附円載僦従僧仁好還次。賜各黄金二百小兩者。所司准勅。分付如前云々。

⑨同十四年十月二日条

遣唐天台請益僧円仁及弟子二人唐人四十二人到自大唐。

⑩同十五年三月二十六日条

天台宗入唐請益僧円仁。将弟子僧性海惟正等。去年十月駕新羅商船。来着鎮西府。是日帰朝。遣中使慰勞。各施御被。

⑪嘉祥三年二月十五日条

又請天台宗座主前入唐請益伝燈大法師位円仁及定心院十禅師等於仁寿殿。令修文殊八字法。

⑫『日本三代実録』貞観六年正月十四日条円仁卒伝

(前略) 吾師(円仁) 為法早可入唐。尋而官補請益。(後略)

⑬同八年五月二十九日条円珍奏言

勅令内供奉十禅師伝燈大法師位円珍。弘伝真言止観両宗教。先是。円珍奉言。祖師十禅師伝燈大法師位最澄。父師十禅師伝燈大法師位義真。延暦年中。奉□勅入唐請益。帰朝之日。並蒙賜勅印公驗。又師兄前入唐天台宗請益十禅師伝燈大法師位円仁復命之時上奏。春秋二季。永修灌頂。兼加金剛頂蘊悉地経業年分度者。皆為永代不朽之驗也。円珍奉詔入唐。伝得真言天台両宗教文。以添先師之遺跡。(後略)

『六国史』に現存する「請益」の用例は以上の14箇所であり、それは『続日本紀』『続日本後紀』『日本三代実録』の三書に限られる。また、そこで請益者として名を挙げられた人物もわずか9名に限られている。筆者はかねてから日本古代の留学者たちがいくつかの呼称をもって呼び分けられていたことに関心を抱いており、本論ではそういった目線から請益という用語について論考していきたい。

## 1. 請益者の検討

すでに述べたように、『六国史』で請益の用語をあてはめられた人物は以下の9人に限られる。

①秦大麻呂：引用文にあるように、『問答』六巻が天平七年五月に入唐使によって献じられている。これは大麻呂在唐中の研究成果報告と思われ、したがって彼自身もこの入唐使と同時に帰朝したのであろう。おそらくこれは前年天平六年十一月二十日条に「入唐大使従四位上多治比真人広成等来着多嶽嶋」とある入唐使の消息で、すると天平五年四月三日条に「遣唐四船、自難波津進発」とある遣唐使船で733年に入唐し翌年帰朝したか。

②大和長岡：大麻呂のひとつ前の、養老元年二月二十三日条に「遣唐使等拜朝」とある多治比県守を押使とする遣唐使船で入唐。養老六年二月二十七日条に「(略) 従七位上大倭忌寸小東人四町(略) 並以選律令功也」とある小東人は改名前の長岡で、この時期すでに帰朝しており、養老律令の編纂に関わっていた以上、養老二年十月二十日条に「大宰府言、遣唐使従四位下多治比真人県守来帰」とある帰り船で入唐の翌年帰朝したものと思われる。

- ③真濟：藤原常嗣を大使とする承和年間の遣唐使に随行し，第三船に乗って船出したが往路で難破して入唐は果たせなかった。『続日本後紀』は承和三年（836）八月二十日条でこの難破に関する真濟等がもたらした消息を以下のように伝えている。

唐大宰府奏言。問遣唐第三船漂蕩之由。真言請益僧真濟等。僅作書答云。柂折棚落。潮溢人溺。船頭已下百卅餘人任波漂蕩。

真濟自身は難船のため入唐を果たしていない。それでも「請益僧」と記されていることは、これが経歴を示すものではなく、付与された身分を示す用語であった可能性を示している。真濟の難船について『本朝高僧伝』は「承和初曆。奉勅入唐。洋中舶破。濟乗片木。随波蕩漾三十三日。同輩三十余人皆餓死。濟与真然加持得活。南島居民遙見海上。每夜有光。怪而尋之。得濟真然。感嘆饗供送還日本」と記し、ここに「請益」の用語は見られない。

- ④最澄：延暦年間遣唐使船で入唐。翌年の延暦二十四年（805）に帰国。最澄の名は『六国史』では『日本後紀』にはじめて現れる。六月に帰朝した直後の延暦二十四年八月九日条では「入唐求法僧最澄」，同九月十七日条，大同元年（806）正月五日条では「僧最澄」と記され，『続日本後紀』天長十年（833）十月二十日条の円澄卒伝の中では「最澄法師」，「最澄師」と記されている。次の記載になる前述した承和四年（837）十二月十一日条ではじめて「請益僧」という用語が用いられるが，『六国史』での最後の記載になる『日本文徳天皇実録』天安二年（858）八月十日条の光定卒伝の中では「叡山最澄大師」と，請益の字句はあてられていない。『続群書類従』巻第百補任部十二『天台座主記』は「伝教大師。諱最澄。同（延暦）廿三年甲申四月入唐之間（後略）」，『本朝高僧伝』は「二十一年賜入唐求法詔」としている。また，『顕戒論縁起』巻上の合三拾漆首に「賜向唐求法最澄伝法公験一首」とあり，いずれも「請益」の用語をあてていない。最澄自身が残した事例もまちまちで，入唐後に上表した『天台法華宗年分縁起』では「沙門最澄上表」，『山家学生式』には「前入唐求法沙門最澄上」，「前入唐天台法華宗沙門最澄上」，『比叡山天台法華院得業学生式』には「天台宗頭最澄記」，『請菩薩出家表』では「前入唐求法沙門天台宗頭最澄上表」等の異なった署記を残している。他にも「前入唐受法沙門伝燈法師位」「前入唐沙門」「前入唐受法沙門」「入唐大乘沙門」「入唐釈氏」「前入唐天台法華宗釈」「前入唐還学沙門」「比叡山大師」「天台法華宗習業」「本朝沙門」等実にさまざまながら，「請益」という用語が加署された例は見当たらない。

- ⑤刀岐直雄貞：出帆が再度再々度ともたつて，副使の小野篁が病と称して役を下りるという不手際にも見舞われた承和年間の遣唐使派遣に曆請益として加わったが，曆留

学生少初位下佐伯直安道，天文留学生少初位下志斐連永世らとともに「不遂王命，相共亡匿」したかどで佐渡に配流されている。いうまでもなく未入唐ながら，付与された身分を示すのだろうか，「曆請益」の用語があげられている。

- ⑥常暁：上項で触れた承和年間の遣唐使船は全四船の内第一船と第四船だけが渡海した。『入唐求法巡礼行記』によれば常暁はおそらく円仁とは別の第四船に乗船していたようである。『続日本後紀』が「入唐請益僧」とする常暁を，円仁は「三輪留学」と記している。もっとも，この表記上の相違は同じ『続後紀』内でも見られ，承和三年閏五月二十八日条で常暁は「遣唐留学元興寺僧」と表記されている。また，おそらく同じ第四船で真言僧円行も入唐を果たしており，『巡礼行記』にも「真言請益円行等」と名を残しているが，『続後紀』に彼の名は見られない。

- ⑦春苑玉成<sup>はるぞのたまなり</sup>：同じく承和年間の遣唐使船で入唐帰朝した。玉成の名は『続後紀』に四度現れる。内三度は入唐後の足跡を記したもののだが，「請益」の語が付されているのは上記した承和八年正月二十三日の条に限られる。

- ⑧円仁：最後の発遣となった承和五年（838）の遣唐使船で入唐。九年後の承和十四年（847）に新羅商船で帰国を果たした。『入唐求法巡礼行記』ではたびたび「請益」「請益法師」と自称しながら円載等同行の留学僧を「留学」「留学僧」と記して，入唐身分の相違を明記している。円仁の事績は『六国史』に13度記されているが，そこに「請益」という用語が添えられたのは上記した6度に止まる。内訳は『続後紀』が4度ですべて「請益」付きで，『日本文徳天皇実録』が1度だけで「請益」は付かず，『日本三代実録』が登場回数は最多の8度ながら「請益」付きは2度だけである。『群書類従』卷五十七補任部十四『天台座主記』の記述は「御入唐承和五年六月。御歳四十五。同十四年御帰朝也」，『本朝高僧伝』は「承和二年賜入唐詔。澄公夢中警策曰。沙入大唐。密教先詢天部。台宗先質中道。五年六月二十二日。従大使尚書右丞藤常嗣。著唐国揚州海陵縣」としており「請益」の用語は見られない。ただし後段に以下の記述が見られる。「仁住青州府。謁節度使及副使判官。延館於龍興寺。判官慰問殷勤。翌朝請第珍羞供養。判官蕭氏名慶。明仏心宗。得禪門祖印。仁請益參尋。遂蒙印可。辞去登五台」。ここでの「請益」は五台山への参内を重ねて請うたということであり，日本からの留学のひとつの形態としての入唐を意味する「請益」とは意を異にする。

- ⑨義真：最澄に随伴して唐への往還をともにした。上記した『日本三代実録』貞観八年五月二十九日条の円珍奏言文には，「請益」という用語の使い分けが見受けられる。「祖師最澄」・「父師義真」と「師兄円仁」に対する用例がそれで，最澄と義真に対しては「延暦年中。奉□勅入唐請益」と，動詞として「請益」を用い，円仁には「前入

唐天台宗請益十禪師伝燈大法師位円仁」と、長い肩書きの一部に名詞的に「請益」を割り込ませている。『続群書類従』巻第百補任部十二『天台座主記』には「師主伝教大師。大学衆入道。伝教共入唐」、『本朝高僧伝』には「延暦甲申。澄公奉勅入唐。欲率真行表請略曰。竊見。沙弥義真少壯聰敏頗涉經論。早習漢音。粗知唐語。天恩差義真。為求法訳語」、『顯戒論縁起』巻上の合三拾漆首には「賜向唐求法訳語僧義真公驗一首」とあり、いずれも「請益」の用語はあてられていない。

## 2. 請益という用語

「請益」の語には「しょうえき」「せいえき」「しょうやく」「しんえき」等のルビがふられる例があり、新日本古典文学大系『続日本紀二』288頁の注には「既に教えを受けた者が更に教えを請うて益を受ける意。理解不十分のことにつき、短期間入唐して更に教えを請うこと。またその人を言い、請益生とも記す」と記されている。つまり、「請益する」と動詞で用いられたり、「請益(生)」という名詞に転用されることもある用語ということになる。たしかに漢文を和訳するとこのような解釈ができるのであるが、もしも訓読されるのであれば一考を要する。たとえば上項④の最澄の箇所<sup>④</sup>に記した「賜向唐求法最澄伝法公驗一首」であるが、これには返り点が付されていて、それを読み下すと「唐に向かいて法を求める最澄に賜う伝法の公驗一首」となる。もしもこの「求法」が「請益」であつても、「唐に向かいて益を請う最澄に」と訓読されるのであつて「請益」という漢語が名詞に転じて用いられたということにはならない。『叡山大師伝』で最澄に入唐の詔が下される条に以下の記載がある。「勅少納言近衛将監従五位下大朝臣入鹿。差入唐請益天台法華宗還学生。即謝表云。沙門最澄言。伏奉勅旨。差求法使。任興法道。この「入唐請益天台法華宗還学生」も訓読すれば「唐に入りて益を請う天台法華宗還<sup>げんがく</sup>学生」であり、「請益」の用語がこの時代の留学行為のひとつの形態を意味する身分呼称として用いられていたとの証にはならない。つまり、「しょうえき」「せいえき」「しょうやく」「しんえき」等のルビが振られる例があると記した「請益」ではあるが、かといって必ずしもそう読まれたと言えるわけではなく、表記上は「請益(僧)」「請益(生)」と書かれてはいても、それが「益を請う僧」「益を請う<sup>しょう</sup>生」であつたのなら、そのような留学の形態を弁別する呼称があつたと決め付けることはできない。ましてや官職名の「とねり」に「舍人」が、「じょう」に「判官」が充てられた例と同列に見ることはできないのである。ただし、訓読とはあくまでも漢文を解釈、音訳するための読法であつて、文書として記述する際にはおそらく表意機能が求められたはずで、だとするとたとえば用例③に見える「真言請益僧」は「真

言の益を請う僧」という読み下しではなく、「真言請益僧」という身分肩書きを示す呼称として記述された可能性も残してはいる。しかしそれならば、同じ『六国史』の中でその身分肩書きが統一されず、かつしばしば用いられないこと、最澄の署記が場当たりのとも思えるほどまちまちであること等に違和感を禁じ得ない。円仁の天台山往還が「請益僧」故に許されなかったこと、空海が「留学僧」の身分にも拘わらず僅か2年で帰国することに許可を得る必要があったこと等、<sup>②</sup> 同じ留学でもどの身分が付与されるかはかなり重要な事柄であったはずなのに、『六国史』に見える請益者たちの記述に、「請益」が正式な身分呼称であったとするほどのこだわりは感じられない。「請益」とは「益を請う」という留学者の行動を示す用語に過ぎなかったのか、それとも国家派遣の留学者として、任じられた身分を示す正式な呼称、あるいは官職名だったのだろうか。

### 3. 『延喜式』卷三十大蔵省「入諸蕃使」

入唐大使。副使。判官。録事。知乗船事。訳語。①請益生。主神。医師。陰陽師。書師。史生。射手。船師。音声長。新羅。奄美等訳語。卜部。②留学生。学問僧。僊従。雑使。音声生。玉生。鍛生。鑄生。細工生。船匠。柁師。僊人。挾抄。③留学生。学問僧。還学僧。水手長。水手。柁師。挾抄。水手長及水手。

遣唐使をはじめとする「入諸蕃使」たちは、渡航の準備を終えて出発するにあたり、天皇への辞見をすることになっていた。これはその拜朝の際にそれぞれの職分に下賜される品々を規定した『延喜式』の条文から、列記された職分だけを順番どおりに書き写したものである。入唐大使から權をこぐ水手にいたるまで下賜される品目、分量までが施行細則されている。この内留学者を太字で示したが、配列が三つに分かれているため①～③の番号を付した。①の請益生への下賜はあしぎぬ五疋、綿四十屯、布十六端となっている。②はこの三者を指すのか、あるいは国史大系が文節の切れ目に句点しか用いない結果このような表記になり、留学生や学問僧ではなくその従者だけを指すのだろうか。下賜はあしぎぬ四疋、綿二十屯、布十三端となっている。③は下賜の内容に差異があり、留学生、学問僧にはあしぎぬ四十疋、綿百屯、布八十端と際立って多く、還学僧はあしぎぬ二十疋、綿六十屯、布四十端となっている。なお、留学生、学問僧への下賜は、遣唐副使へのあしぎぬ四十疋、綿百屯、布百五十端にほぼ匹敵する内容になっている。他に気づくところを以下にまとめてみる。

(1) 留学者は僧俗に分けられ、僧は学問僧、還学僧の二つ、俗は請益生、留学生の二

つに分けられていること。もしもこれが留学形態を示す用語であるならば、僧に「請益」「留学」はなく、俗に「学問」「還学」という留学形態はなかったこと。

(2) 下賜の内容は留学生，学問僧がもっとも篤く，次いで還学僧，請益生はもっとも少ないこと。

(3) 入唐大使から始まり水手で終わる列記で見ると，請益生の序列がもっとも高いこと。また従者が主人より序列が上であるはずはなく，そう考えると②の記載は僉従だけではなく三者それぞれへの下賜と解釈でき，留学生と学問僧には②に加えて③の下賜が大きく上乘せされることになる。つまり留学生，学問僧は破格の恩典を受けることになるわけだが，序列では請益生が上にあり，これは前提となる在唐期間の相違に起因するか。「請益」と「留学」の立場の違いは下賜の内容，在唐期間，それに伴う現地での行動許容に係わる重大な事項であったはずである。

(4) 『延喜式』に施行細則を挙げられている以上，「請益生」は国家派遣の留学者として，任じられた身分を示す正式な呼称とも考えられること。ただし，『延喜式』に「請益」の字句はこの「入諸蕃使」の条に「請益生」として現れる以外は見られないこと。

ところで『延喜式』の奏進は延長五年(927)十二月二十六日<sup>⑧</sup>，施行は康保四年(967)七月九日のことである。<sup>⑨</sup>最後の遣唐使船が円仁等に乗せて出帆したのが承和五年(838)六月，すでに述べたように『六国史』が「請益」の用語を載せる最後の記述となった円珍上奏が貞観八年(866)五月二十九日<sup>⑩</sup>，いずれも『延喜式』が施行されるよりも百年早い時代のことである。つまり上の条文は，百年にわたって補任実績のない官職を列記し，賜されたことのない下賜を規定していることになる。仁和三年(887)で記述を終える『日本三代実録』が『六国史』の時代に幕を降ろした以上，そこに記された「請益」を『延喜式』の記述からどのようにであれ根拠づけることは困難で，むしろ『六国史』に記された記載を根拠に加えながら『延喜式』の編纂や修訂が進められたと見るべきだろう。<sup>⑪</sup>それ以上に，『延喜式』当時唐はすでに滅亡していたのであり，ここで規定された施行細則は要するに施行されることがありえない前提の中で定められたものである。新たな効力を発するわけでもない規定を新たに講じるはずはなく，かといって現に明文化されている以上，さかのぼるいずれかの時代に規定された細則がそのまま書き写されたと見るべきであろう。それがいつの時代に定められたものかは不明であるが，その意味で，『延喜式』のこの記述にはそれなりの具体性を認めることができそうである。



## 結 び

古代の日本が国家派遣の留学者を盛んに送り出していた時代において、「請益」が留学のひとつの形態を示す呼称であったと仮定しても、その時代を記述上包裹する勅撰国史『六国史』に、これを裏付けるだけの論証を見出すことはできない。しかしながら、『六国史』を含むいくつかの史料に「請益」という用語が現に残されている以上、留学者の一部がそのように呼ばれていたという事態を否定することはできず、『延喜式』の記載からも官職名としての「請益生」が存在したことの可能性は残される。一方留学者たちにとって、「請益」なのか「留学」なのかという立場の違いは、待遇や留学環境上のかなり重大な相違に他ならなかった。それが『六国史』に反映されていない（たとえば位階や官職のように厳密に記載されていない）ということは、留学時の待遇や留学環境にかかわる以上の意味は持たなかったということで、ここに古代日本の留学者たちが置かれた立場の一端を読み取ることができる。生還を信じる根拠がない留学に踏み切った彼らの本音には、かなりの部分、真理や学問を求める実直な身魂が込められていたのではなからうか。

## 注

- ①『続日本紀二』47頁、岩波書店、新日本古典文学大系
- ②『定本弘法大師全集第一巻』に見える「上新請来経等目錄表」は「空海雖闕期之罪死而有餘竊喜難得之法生而請来」と記し、日本の朝廷に対して「闕期之罪」、つまり定められた期間を欠く時期の帰国を罪として自覚していることを示している。また、中国当局に対しても自身については「與本國使請共歸啓一首」で、同行の橘逸勢のためには「為橘學學生與本國使啓一首」（いずれも『同第八巻』）で、早期帰国の許可を求めている。遣唐使船でしか往還の自由を許されなかった留学者たちにとり、「請益」とはその帰り船で翌年中には帰国することを意味し、「留学」とはいつになっても知れぬ次の遣唐使帰り船で帰国することを意味した。これはおそらく受け入れる唐側も共有した認識であり、「請益」か「留学」かの相違は、留学者本人にとってきわめて重大な意味を持ったはずである。
- ③『上延喜格式表』
- ④『日本紀略』康保四年七月九日条に「始頒延喜式」とある。
- ⑤『延喜式』の編纂について虎尾俊哉氏は、その序文が「准據開元永徽式例。併省兩式。削成一部。」と明記しており、唐の『開元式』『永徽式』の例に準じて現行法である『弘仁式』『貞觀式』兩式を併合・削省する意図が働いていた。したがって兩式を受け継ぐ部分がほとんどで新法としての機能は薄く、それが奏進から施行までの40年という長い時間的隔たりを許した旨述べておられる。

「(前略) 当時、律令制の実施に努力を払ったことは勿論認めなければならないが、現実においては、式の規定そのものにすでに有名無実となってしまったものが少なくなかったのである。とすれば、式の施行に対する現実的な要求の度合いは、一層減少するといわざるを得ない。前述のように、『延喜

式』の編纂は確かに立法作業に外ならないが、それ以上に文化事業という色彩が濃厚なのであり、この観点に立てば、施行の遅速はほとんど問題ではないということになりかねないのである」

虎尾俊哉著『延喜式』吉川弘文館〈新装版〉81頁。